紀北町放課後児童クラブ運営基準書

町長が選定する紀北町放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営団体が行う業務の内容及びその範囲等はこの運営基準書による。

１　運営に関する基本的な遵守事項

児童クラブの運営にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）放課後児童健全育成事業の目的を十分理解した運営を行うこと。

（２）「児童福祉法」及び「紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」その他関係法令等を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で運営を行うこと。

（３）利用者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。

（４）利用者の公平利用を確保し、公平な運営を行うこと。

（５）町と連携を図り、適切に運営すること。

（６）施設の効用を最大限に発揮し、利用者のサービス向上を図ること。

（７）効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

２　関係法令等

（１）児童福祉法

（２）紀北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（３）放課後児童クラブ運営指針

（４）紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱

（５）紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金交付要綱

（６）その他関係法令及び規定、指針等

※運営期間中において法令の改正又は関係通知等があった場合は、町と協議して対応するものとする。

３　運営場所

児童クラブの運営場所については、町長が決定する運営団体に無償貸与する。ただし、運営場所の光熱水費等の維持経費については別に定める。また、運営に必要な備品等については、補助制度を利用することができる。

（１）紀伊長島地区内

①所在地：紀北町長島１５３８番地

②名称:児童クラブの名称は運営団体が別途決定する。

③施設概要：

ア面積　63 ㎡×3 室

イ場所　西小学校内　１階　普通教室、2 階　普通教室×２
④利用定員：30 人×2 単位

（２）海山地区内
①所在地：紀北町相賀３７９番地１、紀北町相賀３６８番地３
②名称:児童クラブの名称は運営団体が別途決定する。
③施設概要：
ア面積　126 ㎡、50 ㎡
イ場所　紀北教育会館　１階　旧児童図書室、旧研修室１、旧学習コーナー
相賀小学校　２階　体育館内
④利用定員：30 人×2 単位

４　運営に係る要件等

（１）児童クラブの運営等に係る補助を受けるための基本的要件
①基準条例に規定する運営規程を定めること。
②紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱に定める利用対象児童を 10 人以上受入れることを前提とする。
③可能な限り障害児の受入れを実施し、専門的な知識を有する支援員を配置すること。又、障害児の生活計画や日常の対応に関与している機関や学校と連携し、必要がある場合には保護者と協議のうえ、専門機関等に相談や助言を求めること。
④利用児童の移送を行い、児童クラブ利用の利便性を図ること。
⑤定員を超えた申し込みがあり、定員超過保育をする場合は、施設の規模や支援員等による指導に支障がない場合は、弾力的な受け入れができるものとする。

（２）開設日
児童クラブの開設日は原則として毎週月曜日から土曜日までの６日間を基本とする。だたし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日までを除く。

（３）開設時間
児童クラブの開設時間は次の各号を基本とし、可能な限り保護者のニーズを反映し、児童クラブを利用しやすい開設時間を設定すること。

①平　日	授業終了後	から	午後６時まで
②土曜日	午前８時	から	午後６時まで
③学校休業日・長期休暇日	午前８時	から	午後６時まで

（４）利用対象児童

児童クラブを利用できる児童は、小学校１学年から３学年までの児童で、当該児童の保護者が　次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。ただし、児童クラブの規模に余裕があるときは、小学校４学年から６学年までの児童を利用対象児童に含めることができる。

①放課後からおおむね午後５時まで就労している。

②疾病等により療養中や、心身の障害等で児童を保護することができない場合

③就労の準備のため通学している。

④介護を要する家族がいる。

⑤その他、保護者に係る事情により、保護を受けることができないと児童クラブが認めた場合

（５）障害児の受入れについて

受入れの対象となる障害児は以下の要件を満たす児童とする。

①障害者手帳、療育手帳を所持している児童又は専門機関において障害と判定された児童。

②他の児童と同様に放課後児童クラブの入所条件を満たしている児童。

③町長、事業者が入所を認めた児童。

受入れの諾否について

児童の障害の程度や種類、放課後児童クラブの体制によっては、当該児童の障害に配慮した対応が困難な場合が考えられる。そのため受入れについては慎重な判断が必要となることから、当該児童の受入れの決定については当該児童、保護者との面談を実施するほか、学校、その他関係する機関等から聞き取りを行ったうえで諾否を決定すること。

（６）職員体制

児童クラブの運営にあたっては、放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を次の配置基準により配置すること。

①利用児童数が４０人以下の場合は、支援員を２人以上配置すること。

②支援員は、紀北町放課後児童健全育成事業基準条例第 10 条第３項の規定により専任されるものであること。ただし、都道府県知事等が行う研修を修了していない場合は、支援員の職に就いた年度またはその翌年度中に修了すること。

③支援員の配置については、その１人を除き補助員（支援員が行う支援について補助する者）をもってこれに代えることができる。

④職員については、傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

（７）利用児童の移送

児童クラブは、利用の利便性を図るため利用児童の移送を行うこと。利用児童の移送の実施に当たっては、利用児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、保護者や小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。

（８）利用者負担金等

①利用料

児童クラブは、町と協議し定めた額を、利用児童の保護者から徴収し、児童クラブの収入とすることができる。

②実費

児童クラブは、利用料とは別に教材費及びおやつ代等の実費を、利用児童の保護者から徴収することができる。

③保険

利用児童については、傷害保険に加入すること。

５　運営期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

６　補助金の交付

①、②の補助金を、予算の範囲内において、会計年度毎に支払うものとする。

①紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金

紀北町において実施する事業は、こ成環第２６７号（令和８年４月８日通知）「放課後健全育成事業について」の「放課後健全育成事業実施要綱」にある（１）～（１４）の事業のうち、以下のとおりとし、詳細については別添「紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱」及び「放課後児童健全育成事業実施要綱」を参照すること。

（１）放課後児童健全育成事業

（２）放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ環境改善事業・放課後児童クラブ障害児受入促進事業）

※施設に備え付けるものに限る。町と協議のうえ、実施する。

（３）放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

（５）放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業）

（７）障害児受入強化推進事業

（８）小規模放課後児童クラブ支援事業

（９）放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

（１事業者につき１名分）

(10) 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

（12）放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業
（13）放課後児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）

②紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業
「紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金交付要綱」により、を事業者に交付する。

※「紀北町放課後児童クラブ対策事業費補助金交付要綱」、「紀北町放課後児童クラブ利用料減免事業補助金交付要綱」及び「放課後児童健全育成事業実施要綱」に改正があった場合は、事前に運営団体に連絡をする。

７　運営団体が行う業務

運営団体自ら行う業務の範囲は次のとおりとする。
（１）児童クラブの運営業務
児童の保育、児童の移送、事業計画、報告書等の作成及び提出
（２）入所案内及び入所説明会の開催、入退所に関する手続き
（３）その他放課後児童クラブの運営上必要な業務

８　状況報告及び現地検査

町は、運営業務の状況等について運営団体に報告を求めることができ、必要に応じて現地検査を行うことができる。

９　選定の取消し等

運営団体が行う運営業務の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、町は運営断定の選定を取消し、若しくは期間を定めて運営の全部又は一部の停止を命じることができる。
（１）運営団体が、町が行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
（２）運営団体による児童クラブ運営を継続することが適当でないと町が認めるとき。

10　協議

運営団体は、この運営基準書に規定するものの他、児童クラブの運営業務の内容及び処理について疑義が生じた時は、町と協議し決定する。

11　業務及び施設設備の引継ぎ

運営期間が満了し、又は選定を取消しされたときは、速やかに児童クラブに関する事務を整理し、町と町が指定する者に対して業務及び施設設備の引継ぎを行わなければならない。